

注意事項

- 1 探偵業開始届出（届出手数料・・・3, 600円（収入印紙は不可））
 - ① 営業を開始する前日までに営業所を管轄する警察署（防犯係）を経由して、公安委員会へ届出書を提出しなければならない。

法人の場合、本社の所在地を管轄する警察署への届出ではありませんので、ご注意ください。

なお、本社が探偵業を営んでいない場合は、探偵業を営んでいる営業所のみ届出となり、本社は届出をする必要はありません。
 - ② 公安委員会から交付される「探偵業届出証明書」を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。
 - ③ 添付書類等で営業所の所在地等が判明しない場合は、所在地等が明らかになる書類を添付すること。（例・・・賃貸借契約書等）
- 2 探偵業廃止届出（届出手数料・・・なし）
 - ① 探偵業の廃止の日から10日以内に届出書を提出しなければならない。
 - ② 公安委員会が交付した「探偵業届出証明書」は必ず返納すること。
- 3 探偵業変更届出（届出手数料・・・1, 600円（収入印紙は不可））
 - ① 探偵業法第4条の届出事項に変更が生じたときは、（探偵業届出証明書の記載内容に変更がなくても）変更の日から10日以内（届出に登録事項証明書を添付すべき場合は20日以内）に変更届出書を提出しなければならない。

営業所の移転の場合は、移転先を管轄する警察署へ変更届出書を提出すること。

なお、営業所が他道府県へ移転するときは、変更の届出ではなく、探偵業届出証明書を交付した警察署へ一旦廃止届出書を提出後、転入先の公安委員会へ再度開始届出書を提出すること。

また、他道府県から転入された場合も同じ扱いとなる。
 - ② 変更届出の都度、交付される「探偵業届出証明書」の番号は新たな番号に変わります。
 - ③ 変更届出時、公安委員会が交付した「探偵業届出証明書」を忘れずに添付しなければならない。
- 4 探偵業届出証明書再交付申請（届出手数料・・・1, 100円（収入印紙は不可））
 - ① 「探偵業届出証明書」を亡失等したときは、速やかに再交付申請をすること。
 - ② 再交付後、亡失等した「探偵業届出証明書」を発見し、又回復したときは、旧探偵業届出証明書を当該公安委員会へ返納しなければならない。
- 5 探偵業届出証明書の返納について（届出手数料・・・なし）
 - ① 営業所の所在地を管轄する公安委員会（警察署経由）へ返納手続きをすること。
 - ② 返納理由は
 - ・ 探偵業届出証明書の再交付を受けた場合において、亡失した探偵業届出証明書を発見し又は回復したとき
 - ・ 探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したとき。

のみである。

従って、探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡し、探偵業を廃止する場合は、探偵業届出証明書の返納手続きをすれば、重ねて廃止届出書の提出をする必要はない。

その他の理由により廃止する時は、探偵業廃止届出書を提出すること。

- ③ 交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人が返納すると共に、死亡の事実並びにその者との関係を疎明する資料を添付すること。
- ④ 亡失した探偵業届出証明書を発見し又は回復したときは、発見し又は回復した探偵業届出証明書を公安委員会へ返納すること